

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

◇規則
市町村に交付すべき昭和四十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算式に関する規則

規則

市町村に交付すべき昭和四十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十号

市町村に交付すべき昭和四十五年度分の地方交付税のうち普通交付

税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号。以下「省令」という。)の定めるところに基づき、市町村に交付すべき昭和

四十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(市町村民税所得割に係る基準税額の算定方法)

第二条 市町村民税の所得割に係る基準税額は、市町村ごとに次の算式によつて算定して、知事が当該市町村長に通知した額とする。

算式

$$\{ (1.0912\text{円} \times a) \times A - (23,490\text{円} \times \beta) \times B - C \} \times \gamma + D \times 0.731 \times 0.999931$$

算式の符号

A 市町村税課税状況調(昭和44年6月19日付受地第319号各市町村長あて総務部長照会をいう。以下同じ。)第10表(6)の表側「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数に別表第一(1)に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合計数に1.038を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

B 市町村税課税状況調第15表の表側「合計」、表頭「山林所得」欄に係る数に1.038を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

C 市町村税課税状況調第10表(6)の表側「合計」、表頭「税額控除額」のうち(e)欄に係る額に1.116を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

D 市町村税課税状況調第14表の表側「昭和43年度」のうち「計」欄に

係る額に1,171を乗じて得た額 (500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第一(2)のAに定める単位額補正率

β 山林所得に係る課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第一(2)のBに定める単位額補正率

γ 所得割額の総額及び特別徴収税額を基礎として算定した別表第一(2)のCに定める割捨し率

(市町村民税法人税制に係る基準額の算定方法)

第三条 市町村民税の法人税制に係る基準税額は、市町村ごとに、次の各号に定める方法によつて算定した額を合算して、知事が当該市町村長に通知した額とする。

一 昭和四十五年度に係る額

次のイ及びロに定めるところによつて算定した額の合算額

イ 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人(以下本条において「市町村分割法人」という。)に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百二十一条の十三及び第三百二十一条の十四の規定の例によつて、次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 0.0812175 \times 1,000155 + B \times 0.06675 \times 1,000019 + C \times 0.06675 \times 0.998739$$

算式の符号

A 昭和44年4月1日から昭和45年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税制の課税標準額(当該事業年度に係る法人税制について、昭和44年4月1日から昭和44年9月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和44年11月30日までの間に、昭和44年10月1日から昭和45年1月31日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和45年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定(期限後申告に係るものを含む。以下本条において同じ。)があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

B 昭和45年2月1日から昭和45年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税制の課税標準額(当該事業年度に係る法人税制について昭和45年5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

C 昭和29年4月1日から昭和44年3月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和44年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの最終の課税標準額から昭和44年3月31日(昭和44年2月1日から昭和44年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係るものにあつては、昭和44年5月31日)以前における最終の課税標準額を控除した額と、昭和44年4月1日から昭和44年9月30日までの間に事業年度が終了した法人で昭和44年12月1日から昭和45年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から当

00512

該法人に係るAの額を控除した額との合算額

ロ イの法人以外の法人（以下本条において「その他の法人」といふ。）に係る分

知事が調査したところに基づき、次の算式によつて算定した額

算式

$$D \times 0.0812175 \times 0.999993 + E \times 0.06675 \times 1.00085$$

算式の符号

D 昭和44年2月1日から昭和45年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税制の課税標準額（当該事業年度に係る法人税制について昭和45年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

E 昭和29年4月1日から昭和44年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和44年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から昭和44年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

二 昭和四十四年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額 次のイ及びロに定めることによつて算定した額の合算額

イ 市町村分割法人に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法第三百二十一条の十三及び第三百二十二条の十四の規定の例によつて、次の算式によつて算定した額

算式

$$(F \times 0.06675 \times 1.000015 + G \times 0.06675 \times 1.000155 + H \times 0.06675 \times 0.998739) - I$$

算式の符号

F 昭和44年2月1日から昭和44年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税制の課税標準額（当該事業年度に係る法人税制について昭和44年5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

G 前号の算式の符号中Aに同じ。

H 前号の算式の符号中Cに同じ。

I 昭和44年度普通交付税の算定の基礎となつた市町村分割法人に係る市町村民税法の人税制の基準税額

ロ その他の法人に係る分

知事が調査したところに基づき、次の算式によつて算定した額

算式

$$(J \times 0.06675 \times 0.99999328 + K \times 0.06675 \times 1.0008499) - L$$

算式の符号

J 前号の算式の符号中Dに同じ。

K 前号の算式の符号中Eに同じ。

L 昭和44年度普通交付税の算定の基礎となつたその他の法人に係る市町村民税の法人税制の基準税額

(固定資産税のうち三千万円未満の償却資産に係る基準税額の算定方法) 第四条 固定資産税のうち価格三千万円未満の償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額に〇・五〇〇二四三

を乗じて得た額と、当該市町村の償却資産課税台帳に登録されるべきであつた償却資産の課税標準額の合算額（地方税法第三百五十一条本文の規定による免税点以下の価格、同法第三百八十九条の規定による自治大臣又は知事が評価し配分した額及び三千万円以上の償却資産に係る額を除く。）に〇、〇〇三一〇四五を乗じて得た額を合算して、知事が当該市町村長に通知した額とする。

一 千四百八十円に、当該市町村における事業所統計調査規則（昭和三十八年総理府令第二十二号）によつて調査され、昭和四十一年事業所統計調査結果報告の基礎となつた省令別表第十五(1)に掲げる産業分類ごとの従業者数（国、都道府県、市町村、これらの組合及び財産区の各事業所の従業者数、地方税法第三百四十八条の規定により非課税とされる償却資産を有する事業所における当該非課税とされる償却資産に係る従業者数（当該非課税とされる償却資産を有料で貸し付けている事業所の当該非課税とされる償却資産に係る従業者数を除く。）、同法第三百八十九条の規定により自治大臣又は知事が評価してその価格等を配分する償却資産を有する事業所における当該償却資産に係る従業者数、知事が調査した価格三千万円以上の償却資産を有する事業所の従業者数及びその従業者が一人未満である事業所の従業者数を除く。）にそれぞれ省令別表第十五(1)に定める補正率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を乗じて得た額

二 二百五十七円に、昭和四十五年度分の償却資産に係る固定資産税として当該市町村長が課税標準額を評価し、決定すべきであつた船舶に係る省令別表第十五(2)に掲げる船種別の総トン数にそれぞれ同表に定

める補正率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を乗じて得た額

（市町村たばこ消費税の基準税額の算定方法）

第五条 市町村たばこ消費税の基準税額は、市町村ごとに、次の算式によつて算定して、知事が当該市町村長に通知した額とする。

算式

$$3.833円 \times (A \times B) \times 0.13575 \times 0.999856$$

算式の符号

A 当該市町村の区域内において、昭和44年3月1日から昭和45年2月末までの間に日本専売公社が売り渡した製造たばこの本数（以下「売り渡し本数」という。）

B 次の算式によつて算定した売り渡し本数の伸び率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b} + \sqrt{\frac{c}{d}}} \right) \times 1.047$$

a 前記Aに同じ。

b 当該市町村の区域内における昭和42年3月1日から昭和43年2月

末日までの間の売り渡し本数

c aの売り渡し本数の合計数

d bの売り渡し本数の合計数

（電気ガス税の基準税額の算定方法）

第六条 電気ガス税の基準税額は、市町村ごとに次の各号に定めるところによつて算定した額を合算して、知事が当該市町村長に通知した額とする。

一 電気料金に係る額

算式

$$(A \times B) \times 0.75 \times 0.9939827$$

算式の符号

- A 昭和44年3月1日から昭和45年2月末日までの電気料金に係る電気ガス税として電気事業者又は自家発電者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであった額の合算額
- B 次の算式によつて算定した電気料金に係る電気ガス税の税率(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} + \sqrt{\frac{c}{d}} \right) \times 1.1350$$

- a 昭和43年度の当該市町村における電気料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額
- b 昭和41年度の当該市町村における電気料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

- c aの収入額の合算額
- d bの収入額の合算額

二 金属鉱業に係る額

算式

$$(C \times D) \times 0.75 \times 0.995219$$

算式の符号

- C 昭和43年4月1日から昭和45年2月末日までのガス料金に係る電気ガス税としてガス事業者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであった額の合算額

- D 次の算式によつて算定したガス料金に係る電気ガス税の伸び率(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{e}{f}} + \sqrt{\frac{g}{h}} \right) \times 1.0928$$

- e 昭和43年度の当該市町村におけるガス料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額
- f 昭和41年度の当該市町村におけるガス料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

- g eの収入額の合算額
- h fの収入額の合算額

(選挙区の特種課税の算定方法)

第七条 選挙区の特種課税の算定方法は、市町を単位として、次の各号に定めるところにより、それぞれ算定した額を合算し、知事が当該市町村長に通知した額とする。

一 金属鉱業に係る額

算式

$$(8,108円 \times 1.345 \times A \times \alpha) \times 0.00705$$

算式の符号

- A 昭和44年度における、現年課税分(昭和45年度以前に課税すべきであったものを除く。以下本条において同じ。)の課税の基礎となつた金属鉱業の生産量(1トン未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

- α 別表第二に定める市町ごとの価格差補正率

二 非金属鉱業に係る額

算式

(2222円×2.698×B) × 0.00705

算式の符号

B 昭和44年度における、現年課税分の課税の基礎となつた非金屬鉱業の生産量(1トン未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

(木材引取税の基準税額の算定方法)

第八条 木材引取税の基準税額は、省令別表第十六に定める素材標準単価に素材生産推定量(知事が調査した市町村ごとの昭和四十二年、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における素材生産量を三で除して得た数に一・九八九三四を乗じて得た数をいう。)を乗じて得た額に、〇・〇一三七を乗じて得た額とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年度分の普通交付税の算定について適用する。

(市町村に交付すべき昭和四十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の廃止)

2 市町村に交付すべき昭和四十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和四十五年一月鳥取県規則第五号)は、廃止する。

別表第一

市町村民税所得割に係る表

(1) 課税標準額の段階別有資格者数に乗ずる率

課税標準額の段階	乗率
5万円以下	6.367
10万円以下	1.827
15万円以下	1.368
40万円以下	1.074
70万円以下	1.011
100万円以下	1.002
150万円以下～5,000万円超	1.000

(2) 単位額補正率等

市町村名	A	B	C	市町村名	A	B	C
鳥取市	1.202	0.954	0.949	船岡町	0.682	0.613	0.951
米子市	1.063	0.579	0.945	河原町	0.785		0.944
倉吉市	1.011	0.044	0.950	八束町	0.635	0.719	0.952
境港市	0.913		0.958	若桜町	0.906	0.755	0.964
国府町	0.693	0.158	0.946	用瀬町	0.724	0.211	0.951
岩美町	0.752	0.050	0.957	佐治村	0.659	1.840	0.951
福部村	0.437		0.953	智頭町	1.763	1.645	0.965
那琴町	0.686		0.948	気高町	0.763	0.119	0.956

鹿野町	0.689	0.365	0.957	会見町	0.849	0.050	0.953
青谷町	0.845		0.947	岸本町	0.890	5.268	0.959
羽合町	0.738		0.947	日吉津村	0.678		0.938
泊 村	0.695	0.050	0.945	淀江町	0.791	0.075	0.955
東郷町	0.876	0.050	0.949	大山町	0.767	0.017	0.961
三朝町	0.910	0.280	0.949	名和町	0.660	0.137	0.949
関金町	0.869	3.531	0.957	中山町	0.754	0.373	0.957
北条町	0.797		0.959	日南町	0.849	0.566	0.955
大栄町	0.857	0.995	0.968	日野町	1.049	0.424	0.944
東伯町	0.841		0.956	江府町	0.743	0.336	0.945
赤碓町	0.844	0.257	0.962	溝口町	0.750		0.944
西伯町	0.669	0.038	0.938				

別表第二

鉱産税に係る表

金属鉱業に係る価格差補正率

市 町 名	価 格 差 補 正 率
鳥 取 市	2.008
米 子 市	0.277
岩 美 町	21.773
日 南 町	0.991